

3. 計画の内容

3.1 計画目標年度

本計画は2030(令和12)年度を計画目標年度とし、2021(令和3)年度以降10年間で実施する行動計画を定めます。

3.2 目標とする水環境

(1) 計画対象と水質評価地点

本計画の対象範囲は油ヶ淵流域、水質浄化対象は油ヶ淵とし、水質改善効果を評価する地点は、油ヶ淵の下池にある環境基準点とします。

(2) 目標とする水環境

油ヶ淵の水質がCODの改善により環境基準の5mg/L以下となった場合、CODと透明度の関係から推定すると透明度は約1.4mになります。この場合、湖内の生産層は透明度の2倍程度といわれることから、水深約3mの範囲まで生産層が拡大されます。

この領域においては、光合成による酸素供給が行われ、底生生物の再生が可能となり、それらが懸濁有機物を捕食することで、湖内の負荷収支のバランスが保たれ、沿岸部においても、透視度等の改善により良好な水辺空間を形成することが期待されます。

こうした長期的な水質改善の方向性も考慮して、本計画で目標とする水環境は、これまでの清流ルネッサンスⅡの目標を継承します。

なお、目標とする水環境を目指すにあたっては、油ヶ淵流域の地域産業、文化、人、生物がいずれも共生できるよう、県、流域4市の関係行政機関、流域住民、NPO、学校等が連携して水質改善施策等の取り組みを推進していきます。

総合的な水環境の改善に向け、水質を改善し、水環境の改善に伴い、地域住民に潤いと安らぎの空間を提供し、また、生物の良好な生息環境の創出を図ります。

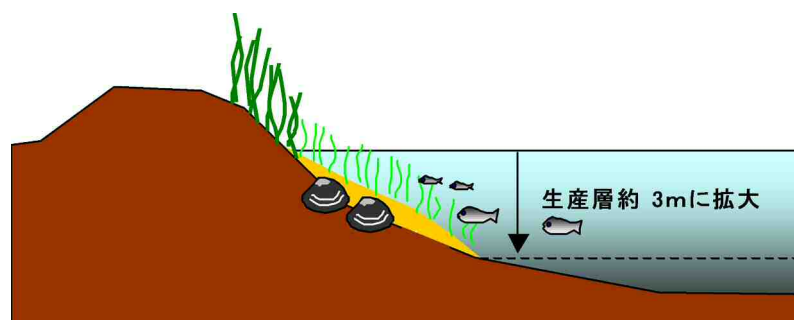


図 3.2-1 目標とする水質改善イメージ

(3) 目標水質

油ヶ淵の水質は改善傾向にはありますが、環境基準の達成はできていません。

油ヶ淵流域における人と生物が共生できる望ましい湖沼・河川環境の保全・再生を図るため、本計画において目標とする水質項目及び目標値は、現状及びこれまでの清流ルネッサンスⅡの取り組みを踏まえ、実施可能な対策を講じるものとし、以下のとおりとします。

また、本計画は環境基準の達成を見据え、今後10年間に必要な目標及び対策とします。

表 3.2-1 油ヶ淵の目標水質

指標	項目	現況水質 (実測値)	本計画 2030年度	長期目標
			目標水質	目標水質
総合指標	COD	(75%値) 2016:7.4mg/L 2017:7.4mg/L 2018:6.9mg/L 2019:8.1mg/L 2020:7.9mg/L ----- 平均:7.5mg/L	COD75%値 6mg/L以下	COD75%値 5mg/L以下
生息改善指標	DO	(3mg/L以上達成率) 2016:83.3%(10/12) 2017:75.0%(9/12) 2018:83.3%(10/12) 2019:83.3%(10/12) 2020:91.7%(11/12) ----- 平均:83.3%	底層D03mg/L 以上 年間達成率 91%以上 (11回/12回)	底層D03mg/L 以上 年間達成率 100%
親水性指標	にごり透視度	(30cm以上達成率) 2016:37.5%(9/24) 2017:62.5%(15/24) 2018:37.5%(9/24) 2019:37.5%(9/24) 2020:25.0%(6/24) ----- 平均:40.0%	透視度30cm 以上 年間達成率 50%以上 (12回/24回)	透視度30cm 以上 年間達成率 100%

備考1: 目標水質の()は公共用水域の水質調査回数を示す。

2: 各指標で計画期間内に3年連続して達成した場合は、目標水質の見直しを行う。

3: 2030年以降も段階的に各指標の目標水質を見直していく。

COD

COD75%値で6mg/L以下を目標とします。

- ◆総合的な水質改善指標には、閉鎖性水域の有機汚濁の代表的な指標であるCODを用いるものとします。
- ◆目標値は、長期的には環境基準の達成を目指し、本計画ではCOD75%値で6.0mg/L以下を目標とします。
- ◆評価地点は、油ヶ淵の環境基準点とします。

DO

底層DO3mg/L以上の達成率91%(11回/12回)以上を目標とします。

- ◆生物の生息環境指標には、移動能力の乏しい底生生物が、貧酸素化の直接的な影響を受けることを考慮し、底生生物が恒常的に生息可能な環境の確保に向けて、DOを用います。
- ◆目標値は、底生生物の生存可能な最低濃度とされる3mg/L以上(「水産用水基準」(社)日本水産資源保護協会)において2.0mg/L=2.86mg/L)とします。
- ◆目標値は、長期的には1年を通してその達成を目指し、本計画では年間の底層DO3mg/L以上の達成率91%(11回/12回)以上を目標とします。
- ◆評価地点は、油ヶ淵の環境基準点とします。

にごり

透視度30cm以上の達成率50%(12回/24回)以上を目標とします。

- ◆親水性指標は、測定しやすく、わかりやすいにごりの代表指標である透視度を用います。
- ◆目標値は、透視度30cm以上(水辺で湖底が見えるレベル)とします。
- ◆目標値は、長期的には1年を通してその達成を目指し、本計画では年間の透視度30cm以上の達成率50%(12回/24回)以上を目標とします。
- ◆評価地点は、油ヶ淵の環境基準点とします。

3.3 目標を達成するための対策内容

(1) 対策の概要

油ヶ淵の水質は改善傾向にありますが、清流ルネッサンスⅡの目標水質は達成できていません。現状及びこれまでの清流ルネッサンスⅡの取り組みを踏まえ、長期的な環境基準や目標水質の達成を考慮し、段階的な改善目標の達成に向けて、2030(令和12)年度までに実施可能な対策として、表3.3-1の施策に取り組むこととします。

(2) 対策の内容

本計画では、2030(令和12)年度を目標年度とし、施策ごとに以下の取り組みを推進します。

①目標達成のための取り組み

本行動計画に掲げた水環境の目標値の達成に向け、計画期間内に実施可能な対策による取り組み

②将来の水質改善に向けた取り組み

環境基準の達成に向け実施する取り組み、水質改善施策の拡充、強化に向けた調査研究や検討していく取り組み

③施策推進に向けた地域連携を図る取り組み

①及び②の対策を、行政機関だけでなく、地域住民及びNPOなど幅広い参画を求め、流域社会全体の地域協働施策として普及させていくための取り組み

表 3.3-1(1) 目標を達成するための水質改善対策

場所	対策の区分			油ヶ淵ルネサンス計画の対策と目標						
	大項目	中項目	小項目	No	対策内容	対策実施主体	目標指標	実績※1 (2020年度)	目標 (2030年度)	
流域	点源負荷対策	生活系	流域下水道及び関連公共下水道	1	・下水道整備の拡大と接続の促進	県下水道課、流域4市下水道関連部局	下水道普及率	80%	81% (汚水処理対象人口に対する割合)	
							下水道接続率	88%	88% (下水道処理人口に対する割合)	
			農業集落排水	2	・農業集落排水処理施設	県農地計画課、農地整備課、西尾市	排水処理施設接続率	98%	100% (農集排水対象人口に対する割合)	
			浄化槽	3	・合併処理浄化槽への転換の促進 ・浄化槽の適正な維持管理の促進	県水大気環境課、流域4市環境部局	単独処理浄化槽処理人口	13,883人	8,590人	
		汲み取り便槽使用人口					1,714人	1,364人		
		雑排水対策	4	・生活排水対策重点地域の指定 ・流域4市の支援 ・普及啓発事業の実施	県水大気環境課、流域4市環境部局	生活排水対策重点地域(油ヶ淵周辺地域)の指定	実施	実施		
	産業系	濃度規制	5	・水濁法に基づき、特定事業場に対し一律排水基準及び上乗せ排水基準を適用して濃度規制を実施	県水大気環境課	特定事業場の排水濃度規制の実施	実施	実施		
		総量規制	6	・水濁法に基づき、指定地域内事業場に対し総量規制基準を適用して総量規制を継続して実施するとともに、これ以外の事業場についても小規模事業場等排水対策指導要領により削減を指導	県水大気環境課	事業場の総量規制の実施	実施	実施		
	面源負荷対策	総合	総量削減計画におけるその他系汚濁負荷対策	7	・水質総量削減計画に基づきその他の発生源に係る対策を実施し、汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促し、汚濁負荷量の削減を実施	県水大気環境課	水質総量削減計画に基づく取り組みの実施	実施	実施	
		農地系	施肥対策	8	・施肥基準に基づいた栽培の推進	県農業経営課	栽培暦に基づいた施肥	—	実施	
			代かき対策	9	・濁水流出防止技術の推進	県農業経営課	代かきを行わない栽培方法や作物の面積割合	42%	60%	
							凝集沈殿の実施	県農業経営課	凝集沈殿資材の散布	170ha
代かきによる濁水流出対策の啓発							県農業経営課	啓発および巡回指導の実施	実施	実施
その他							12	・農業生産工程管理(GAP)手法の導入	県農業経営課	GAP手法の導入

※1：2020年度の実績は、見込みの値を含む。

表 3.3-1(2) 目標を達成するための水質改善対策

場所	対策の区分			油ヶ淵ルネッサンス計画の対策と目標					
	大項目	中項目	小項目	No	対策内容	対策実施主体	目標指標	実績 ^{※1} (2020年度)	目標 (2030年度)
流域	面源負荷対策	市街地系	貯留浸透施設	13	・下水道接続により不要となった浄化槽の雨水貯留タンクへの転用、雨水貯留タンクの設置、透水性舗装や浸透ます等の浸透施設の設置等に対して助成	流域4市 下水道 関連部局	浄化槽の雨水貯留タンク転用基数	73基 (累計)	+50基 (碧南市)
							雨水貯留タンク新規設置基数	212基 (累計)	+30基 (碧南市)
水域	水質監視	環境基準の設定		14	・生活環境項目に関する水域類型指定	県水大気環境課	水域類型の指定	指定継続	指定継続
		公共用水域の水質監視		15	・水濁法第15条に基づく常時監視 ・水生生物指標による水質観察 ・その他水質等調査	県水大気環境課、 流域4市環境部局	水質監視の実施	実施	実施
		水位・水質の把握		16	・河川カメラの設置	県河川課	河川カメラの設置	—	実施
	河川水質改善	植生浄化		17	・植生の管理 (多自然化した河岸の管理)	県河川課	植生の管理	実施	実施
		河床調査		18	・堆積状況モニタリング	県河川課	河床の測量調査	—	実施
	河川愛護活動等推進	河川愛護活動推進		19	・愛護活動の推進	安城市 土木課	ビオトープ管理	実施	実施
				20	・市民団体等による河川愛護活動の実施	油ヶ淵水質浄化促進協議会	アクション油ヶ淵(啓発イベント)の実施	実施	実施
						流域4市市民団体等	市民による水環境モニタリングの実施	実施	実施
	流域4市環境部局	油ヶ淵浄化デー(一斉清掃)の実施	中止 ^{※2}	実施					
	湖内底質改善	湖底調査		21	・堆積状況や底質の汚泥状況モニタリング	県河川課	湖底の測量・底質調査	実施	実施 (必要に応じて浚渫等を実施)
湖内水質改善	植生浄化		22	・植生の管理 (多自然化した湖岸の管理)	県河川課	植生の管理	実施	実施	
	湖内のごり対策		23	・高浜川水門を開門し湖内水の排水を推進	県河川課	高浜川水門の開門	—	実施	

※1：2020年度の実績は、見込みの値を含む。

※2：新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

ア. 生活系対策（下水道事業）

①目標達成のための取り組み

- 流域下水道及び関連公共下水道の整備を引き続き推進するとともに、下水道処理区域内において接続を促進します。

形態区分	2020(令和2)年度	目標 (2030(令和12)年度)
下水道普及率	80%	81%
下水道接続率	88%	88%

②将来の水質改善に向けた取り組み

- 更なる下水道の整備の推進と下水道への接続の促進を図り、目標の早期達成及び更なる水質改善を推進します。

③施策推進に向けた地域連携を図る取り組み

- 流域4市の下水道普及率や接続率等の情報を共有します。

イ. 生活系（下水道事業以外）、産業系、農地系対策等

関係機関で役割分担しながら以下の取り組みを推進します。

①目標達成のための取り組み

対策	内容
生活排水対策	下水道事業計画区域外については、農業集落排水処理施設への接続、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換及び高度処理型浄化槽の設置を促進します。
産業排水対策	水質汚濁防止法に基づき、一律基準・上乘せ基準による濃度規制、総量規制基準による総量規制、及び小規模事業場等排水対策指導要領による削減指導値の遵守指導を継続して実施します。総量規制については、国の総量削減基本方針に基づいて総量削減計画を策定し、事業場への規制・指導を継続的に推進していくものとします。
農地対策	施肥対策として、施肥基準に基づいた栽培を推進していきます。代かき対策としては、代かきを行わないV溝直播栽培の普及、凝集沈殿の実施等をはじめとする濁水流出防止技術を推進するとともに、基準*に基づき啓発していきます。その他、新たに農業生産工程管理手法の導入を推進していきます。
市街地対策	下水道接続の際に不要となる浄化槽を雨水貯留槽として活用したり、新たに雨水貯留槽を設置する個人、民間に対し支援を行い、降雨流出時の面源負荷の排出削減を図ります。また、公園など公共用地を活用した貯留浸透施設の整備を推進します。

*：1 代かき水の漏水防止のため、ほ場への入水前に畦や排水口周辺を点検し、必要に応じて補修を行うこと
点検のポイントは以下のとおり

- ア 畦が崩れていたり、穴などの漏水箇所があれば補修または畦塗りをすること
- イ 止水板を閉めたときに排水口に隙間を生じさせないこと
- 2 代かきは浅水状態（土面が見える程度）で行うこと
- 3 代かき時は止水板を高くし、トラクターの走行作業で水が排水口から流れ出ないようにすること
- 4 田植えの3日以上前に代かきを行い、代かきの作業時及び作業後は落水しないこと
- 5 1から4に加え、濁水防止用の凝集剤（塩化カリ、20kg/10a）の代かき前日散布もしくは代かき同時散布の実施に努めること

②将来の水質改善に向けた取り組み

対策	内容
市街地対策	流域治水プロジェクトと連携した水環境改善手法について検討します。
調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・面源負荷の排出実態、削減手法及び効果 ・水循環の再生（自己流域における施策のあり方） ・湖内水質、生態系の改善

③施策推進に向けた地域連携を図る取り組み

施策の推進には、住民の積極的な協力が必要であり、行政からの情報発信をはじめ、市民モニタリングを継続的に実施するなど、地域住民の意識向上を図り、住民と連携しながら施策を進めていく必要があります。

ウ. 河川・湖内対策

①目標達成のための取り組み

対策	内容
湖内のにごり対策	高浜川水門を大潮干潮時の概ね3日間、引き潮に合わせて開門し、湖内水の排水を推進します。
植生の管理	植生による河川水質の浄化機能を維持するため、多自然化した河岸や湖岸の植生の管理を実施します。
水位、水質把握	河川の水位や水質の異常な状況を把握するため、河川カメラを設置します。
河床、湖底調査	河川や湖内の堆積状況をモニタリングします。

②将来の水質改善に向けた取り組み

- 湖内、流入河川対策として、効果的な水環境改善手法の調査・研究に関する検討を継続します。
- その一例として、流域治水プロジェクト（河川、下水道、砂防、海岸等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その関係者全員が協働して取り組むプロジェクト）と連携した高浜川水系の水環境改善手法について検討します。

表 3.3-2 流域治水の概要

流域治水の内容	
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	・ 氾濫を防ぐ堤防等の治水施設や流域の貯留施設等整備 など
被害対象を減少させるための対策	・ 氾濫した場合を想定して、被害を回避するためのまちづくりや住まい方の工夫 など
被害の軽減・早期復旧・復興のための対策	・ 氾濫の発生に際し、確実な避難や経済被害軽減、早期の復旧・復興のための対策 など

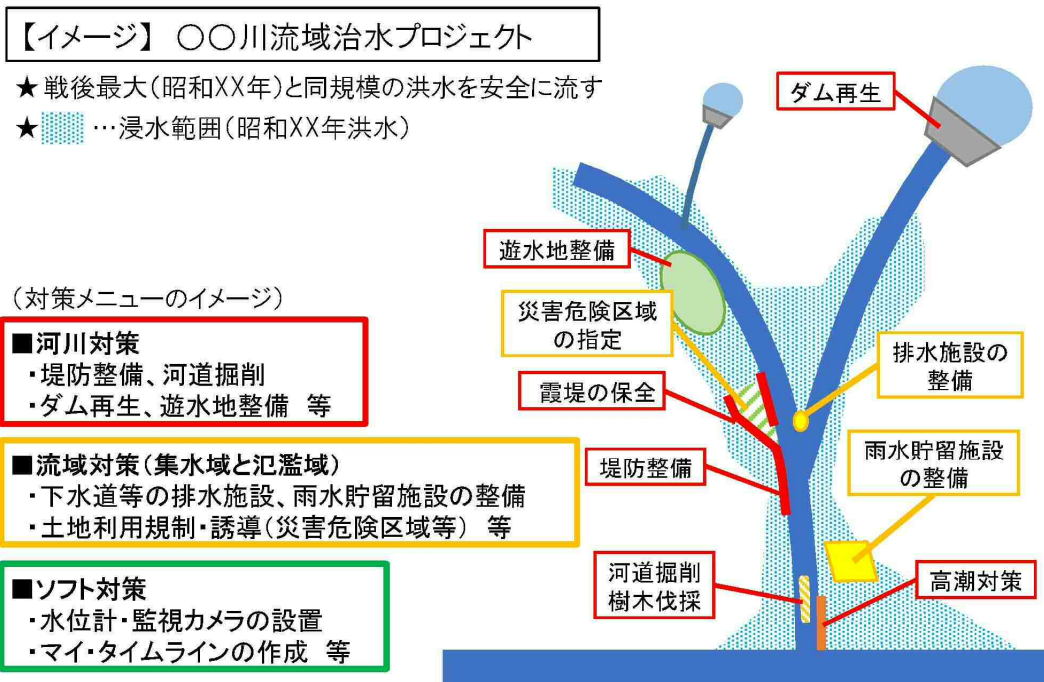


図 3.3-1 流域治水プロジェクトのイメージ

③施策推進に向けた地域連携を図る取り組み

- 湖内植生を油ヶ淵葦船学校等に活用するなど、地域連携を図る活動に取り組めます。

(3) 各対策で目標とする削減負荷量

各対策で目標とする削減負荷量を表 3.3-3 に示します。なお、ここで示した対策は、削減負荷量を定量的に算定できるものを対象としました。

表 3.3-3 各対策による負荷量削減とりまとめ

ケース	対策効果計算の対象としている対策	流入負荷量(t/年)				
		年度	COD	T-N	T-P	SS
現況	全対策有り	2017	959.5	303.0	54.6	6779.3
		2018	804.6	279.6	47.4	3198.8
		2019	1205.9	342.7	65.2	8965.5
ケース	対策効果計算の対象としている対策	年度	現況からの削減負荷量(t/年)			
			COD	T-N	T-P	SS
将来全対策	下記の全対策を実施した場合の削減負荷量	2030	115.9	64.6	5.5	258.1
生活系対策	下水道整備等を進めた場合の削減負荷量 (2018 年度確定値と 2030 年度計画による、下水処理接続人口の増加人口と汚水原単位から算定)	2030	67.5	24.6	3.3	89.0
産業系 その他系対策	産業排水対策(指定事業場の負荷量削減)、その他対策(土地系等の負荷量削減)の仮値を設定 ^{注1}	2030	19.6 (仮値)	24.3 (仮値)	0.0 (仮値)	1.1 (仮値)
農地系対策	代かき期の濁水流出防止等による削減負荷量 (代かき期の濁水流出防止等により、代かき無し・代かき有りの面積割合が現況 40:60 から目標 60:40 になった場合の比率の変化分を現況負荷量からの削減負荷量として設定)	2030	28.7	15.7	2.2	167.6
湖内対策	湖内の排水対策 (高浜川水門の操作による排水推進)	2030	現況の流入負荷量と同じ			
市街地系対策 ^{注2}	市街地対策 (雨水貯留タンク転用・設置)を実施した場合の削減負荷量(雨水貯留設置基数と原単位等を用いて算定)	2030	0.08	0.02	0.002	0.4

注1：産業系対策は、現行計画は第8次水質総量削減計画（目標年度：2019年度）であり、第9次水質総量削減計画はまだ国から方針が示されていないため、水質総量削減計画の2014年度実績（第7次水質総量削減計画実績値）と2018年度実績の比率を用いて今後のCOD、T-N、T-P削減量の仮値を設定した。

注2：その他系対策も同様に、水質総量削減計画の2014年度と2018年度の実績比率を用いて今後のCOD、T-N、T-P削減量の仮値を設定した。

注3：SS削減量の算定は、「知多湾流域別下水道整備総合計画」（平成27年8月、愛知県）における流域4市の工場からのSS排出負荷量の2004年度実績と2025年度計画値の比率を用いて今後のSS削減量の仮値を設定した。

3.4 水質の改善効果

本計画を実施することによる水質の改善効果を、数値モデルを用いて予測しました。

数値モデルは、流動予測モデルと水質予測モデルからなり、流動予測モデルは水平方向を50m×50m格子、鉛直方向を第1層0m～2m、それ以深の層厚を0.5mとした多層レベルモデル、水質予測モデルは植物プランクトンの光合成による内部生産等を考慮した生態系ボックスモデルを用い、にごり（透視度）は水平方向を50m×50m格子、鉛直方向を第1層0～2m、それ以深の層厚を0.5mとした水平二次元・多層、懸濁物質拡散・堆積モデルを用いました。

現況年は水質や気象・水文の年変動等を考慮して直近3か年(2017(平成29)年度～2019(令和元)年度)とし、次期対策効果の評価は3か年の平均値と次期対策を実施した場合の将来(10年後、2030(令和12)年度想定)の計算結果を比較し、水質改善効果を評価しました。数値モデルによる現況再現結果及び将来水質の結果を表3.4-1に示します。

本計画を実施することで、油ヶ淵の水質は計画期間終了時の2030(令和12)年度には、COD75%が6.6mg/L、底層DO3mg/L以上の年間達成率が92.9%、透視度30cm以上の年間達成率が42.5%に改善されると予測されます。また、公共用水域が通常の状態、水質が安定している日等を考慮したCOD75%値は6.0～6.3mg/L、透視度30cm以上の年間達成率は44.8～53.9%に改善されると予測されます。これらの予測結果から、本計画では下水道事業等の生活系対策をはじめ、産業系対策、農地系対策、市街地系対策を引き続き推進していくとともに、湖内の排水対策を推進していくこととします。

表 3.4-1 新たな水質浄化促進行動計画の施策による水質予測結果

項目	2030年度 目標水質	現況計算値 (2017～2019年度平均)	将来水質予測結果
			2030年度
COD 75%値	6mg/L以下	7.5mg/L	6.0～6.3mg/L
底層DO (年平均(mg/L) 達成率(%))	3mg/L以上 年間達成率	6.3mg/L	6.3mg/L
	91%(11回/12回)以上	91.5%	92.9%
透視度 (年平均(cm) 達成率(%))	30cm以上 年間達成率	26.1cm	30.9～32.9cm
	50%(12回/24回)以上	38.6%	44.8～53.9%

注1：底層DO及び透視度の将来水質計算結果は、年平均値と達成率（目標達成日数／評価日数）を示す。

注2：COD、透視度は、「降雨量10mm程度以上の影響を除去」した場合の75%値、年平均値及び達成率（目標達成日数／評価日数）である。

注3：底層DOは降雨による影響を受けにくいことから、降雨の影響を除去しない。

3.5 概算事業費と実施スケジュール

(1) 概算事業費 (2021(令和3年)年度～2030(令和12)年度)

○事業費 75億円

(2) 計画した施策の実施スケジュール

計画した施策実施スケジュールを表3.5-1に示します。

表3.5-1 施策実施スケジュール

大項目	中項目	小項目	No	対策内容	2021年度	2030年度	それ以降
点源負荷対策	生活系	流域下水道及び関連公共下水道	1	・下水道整備の拡大と接続の促進	→	→	→
		農業集落排水	2	・農業集落排水処理施設	→	→	→
		浄化槽	3	・合併処理浄化槽への転換の促進 ・浄化槽の適正な維持管理の促進	→	→	→
		雑排水対策	4	・生活排水対策重点地域の指定 ・流域4市の支援 ・普及啓発事業の実施	→	→	→
	産業系	濃度規制	5	・水濁法に基づき、特定事業場に対し一律排水基準及び上乗せ排水基準を適用して濃度規制を実施	→	→	→
		総量規制	6	・水濁法に基づき、指定地域内事業場に対し総量規制基準を適用して総量規制を継続して実施するとともに、これ以外の事業場についても小規模事業場等排水対策指導要領により削減を指導	→	→	→
面源負荷対策	総合	総量削減計画におけるその他系汚濁負荷対策	7	・水質総量削減計画に基づきその他の発生源に係る対策を実施し、汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促し、汚濁負荷量の削減を実施	→	→	→
	農地系	施肥対策	8	・施肥基準に基づいた栽培の推進	→	→	→
		代かき対策	9	・濁水流出防止技術の推進	→	→	→
			10	・凝集沈殿の実施	→	→	→
			11	・代かきによる濁水流出対策の啓発	→	→	→
	その他	12	・農業生産工程管理(GAP)手法の導入	→	→	→	
市街地系	貯留浸透施設	13	・下水道接続により不要となった浄化槽の雨水貯留タンクへの転用、雨水貯留タンクの設置、透水性舗装や浸透ます等の浸透施設の設置等に対して助成	→	→	→	
水質監視	環境基準の設定	14	・生活環境項目に関する水域類型指定	→	→	→	
	公共用水域の水質監視	15	・水濁法第15条に基づく常時監視 ・水生生物指標による水質観察 ・その他水質等調査	→	→	→	
	水位・水質の把握	16	・河川カメラの設置	→	→	→	
河川水質改善	植生浄化	17	・植生の管理(多自然化した河岸の管理)	→	→	→	
	河床調査	18	・堆積状況モニタリング	→	→	→	
河川愛護活動等推進	河川愛護活動推進	19	・小学生による愛護活動の推進	→	→	→	
		20	・市民団体等による河川愛護活動の実施	→	→	→	
湖内底質改善	湖底調査	21	・堆積状況や底質の汚泥状況モニタリング	→	→	→	
湖内水質改善	植生浄化	22	・植生の管理(多自然化した湖岸の管理)	→	→	→	
	湖内のごり対策	23	・高浜川水門を開門し湖内水の排水を推進	→	→	→	

3.6 フォローアップ、モニタリング等

本計画を着実に実施するためには、県、流域4市の関係行政機関及び流域住民やNPOが一体となった取り組みが不可欠です。

このため、有識者や流域住民との連携を図る体制をつくり「油ヶ淵水質浄化促進協議会」と一体となって計画を推進するとともに、情報の共有化及びモニタリングや対策の研究・試行により包括的に進めていきます。また、計画の実施に際してはPDCA (Plan-Do-Check-Action) 手法により、進捗状況を確認し、必要に応じて修正を加えながら着実に実施していくものとします。

なお、今後の関係者の取り組み状況等を踏まえ、計画終了後の協議会に代わる新たな枠組みや継続的な取り組みの実施等について検討していきます。

(1) 情報の発信

- 「油ヶ淵電子図書館」などWebサイトによる情報発信
- 「アクション油ヶ淵」など啓発イベントによる情報発信
- 市広報の活用
- など

(2) 市民との連携

- 学校や市民団体による市民モニタリングの実施
- 市民が実施する観察会などにおける環境情報と県市の調査情報の共有
- 市街地対策の調査や推進における連携
- など

(3) 関係機関との連携

- 油ヶ淵水質浄化促進協議会における施策推進と調査等の連携
- など

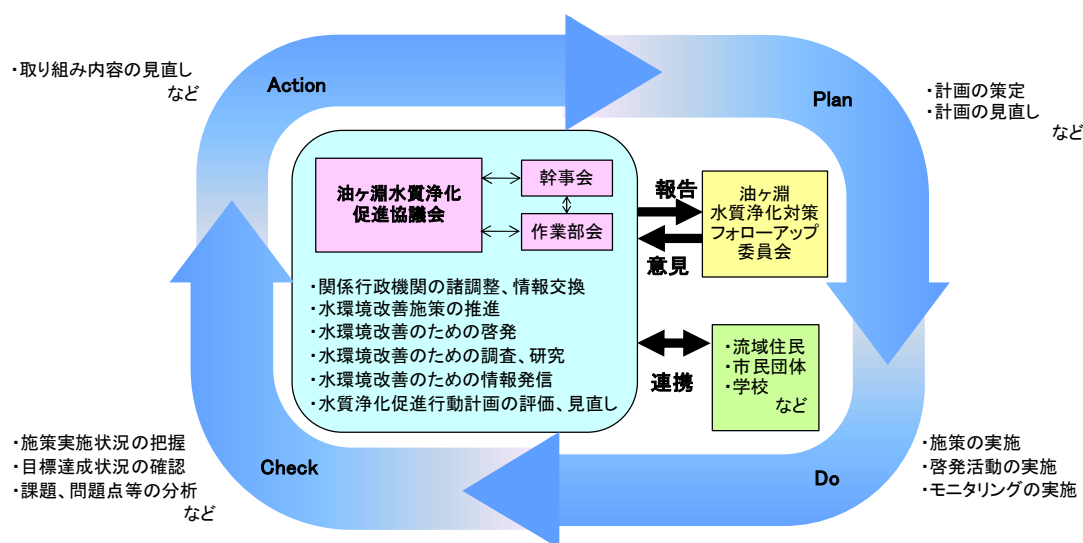


図 3.6-1 計画の推進・フォローアップ